

日高市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 埼玉県 日高市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成13年度 (供用開始後23年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (一部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	2,150人/㎢	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	1 処理区 (大谷沢地区) ・農業集落排水事業・中沢地区は、処理場を設けず、公共下水道に接続していることから、令和3年度から公共下水道事業へ編入しました。		
処 理 場 数	1 処理場 (大谷沢地区農業集落排水施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	・農業集落排水事業・中沢地区は、処理場を設けず、公共下水道に接続していることから、令和3年度から公共下水道事業へ編入しました。 ・埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水汚泥の共同処理については、現在検討中です。 ・埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水道と農業集落排水施設の統廃合 (農業集落排水施設→単独公共下水道) については、県への協議等を進めています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

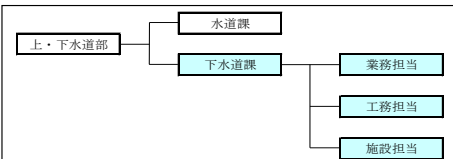
② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	・農業集落排水事業は、処理区域内人口が約300人と少ないことから、維持管理費等を賄うための農業集落排水施設使用料収入も少なく、経常的な営業損失が発生しています。このため、一般会計からの繰入金により現金預金を確保しており、その結果、当年度純利益が発生している状況です。 - 今後も、人口減少や節水型機器の普及等に伴い、農業集落排水施設使用料の更なる減少が見込まれます。 - また、施設の老朽化に対応するための更新工事や修繕工事を行う必要がありますが、これらの工事に見合う内部留保資金の確保が厳しい状況にあるのが現状です。 - この状況を改善するため、令和7年度と9年度の2段階に分けて、下水道使用料の改定に併せ、農業集落排水施設使用料の改定を行う予定です。 - 一般汚水の使用料体系は、基本料金と従量料金（超過料金）の二部料金制を採用しています。 - 基本料金は、基本水量10㎡までの使用料を定額とした基本水量制を採用していました。しかし、人口減少や節水型機器の普及等に伴い、農業集落排水施設使用料の更なる減少が見込まれます。このことから、農業集落排水事業の経営安定化を図るため、農業集落排水施設使用料の改定に併せ、基本水量制を廃止する予定です。 - 従量料金（超過料金）は累進制を採用しています。従量料金（超過料金）についても、人口減少や節水型機器の普及等に伴い、使用水量の更なる減少が見込まれることから、使用水量の現状に合わせ、農業集落排水施設使用料の改定を行う予定です。 - 公衆浴場の汚水の使用料体系は、従量料金の一部料金制を採用していますが、一般用と同様に農業集落排水施設使用料の改定を行う予定です。																																																																															
	<table><tr><th rowspan="2">用途</th><th colspan="3">下水道等使用料 適定額</th><th colspan="3">1期目改定 令和7年度施行</th><th colspan="3">2期目改定 令和9年度施行</th></tr><tr><th>料金区分</th><th>排水汚水量</th><th>金額 (税込み)</th><th>料金区分</th><th>排水汚水量</th><th>金額 (税込み)</th><th>料金区分</th><th>排水汚水量</th><th>金額 (税込み)</th></tr><tr><td rowspan="6">一般用</td><td>基本料金 (1般用用につき)</td><td>10㎡まで</td><td>1,221円</td><td>基本料金</td><td>1使用月 7-25日</td><td>550円</td><td>基本料金</td><td>1使用月 7-25日</td><td>1,100円</td></tr><tr><td rowspan="5">従量料金 (1㎡につき)</td><td>10㎡を超え 20㎡まで</td><td>154円</td><td>従量料金 (1㎡につき)</td><td>1㎡から 20㎡まで</td><td>132円</td><td>従量料金 (1㎡につき)</td><td>1㎡から 20㎡まで</td><td>132円</td></tr><tr><td>20㎡を超え 30㎡まで</td><td>181円50銭</td><td></td><td>21㎡から 30㎡まで</td><td>203円50銭</td><td></td><td>21㎡から 30㎡まで</td><td>203円50銭</td></tr><tr><td>30㎡を超え 40㎡まで</td><td>203円50銭</td><td></td><td>31㎡から 40㎡まで</td><td>236円50銭</td><td></td><td>31㎡から 40㎡まで</td><td>236円50銭</td></tr><tr><td>40㎡を超え 50㎡まで</td><td>236円50銭</td><td></td><td>41㎡から 50㎡まで</td><td>264円</td><td></td><td>41㎡から 50㎡まで</td><td>264円</td></tr><tr><td>50㎡を超え 100㎡まで</td><td>264円</td><td></td><td>51㎡以上</td><td>297円</td><td></td><td>51㎡以上</td><td>297円</td></tr><tr><td>公衆浴場用</td><td>1㎡につき</td><td>122円10銭</td><td>1㎡につき</td><td>154円</td><td>1㎡につき</td><td>154円</td></tr></table>				用途	下水道等使用料 適定額			1期目改定 令和7年度施行			2期目改定 令和9年度施行			料金区分	排水汚水量	金額 (税込み)	料金区分	排水汚水量	金額 (税込み)	料金区分	排水汚水量	金額 (税込み)	一般用	基本料金 (1般用用につき)	10㎡まで	1,221円	基本料金	1使用月 7-25日	550円	基本料金	1使用月 7-25日	1,100円	従量料金 (1㎡につき)	10㎡を超え 20㎡まで	154円	従量料金 (1㎡につき)	1㎡から 20㎡まで	132円	従量料金 (1㎡につき)	1㎡から 20㎡まで	132円	20㎡を超え 30㎡まで	181円50銭		21㎡から 30㎡まで	203円50銭		21㎡から 30㎡まで	203円50銭	30㎡を超え 40㎡まで	203円50銭		31㎡から 40㎡まで	236円50銭		31㎡から 40㎡まで	236円50銭	40㎡を超え 50㎡まで	236円50銭		41㎡から 50㎡まで	264円		41㎡から 50㎡まで	264円	50㎡を超え 100㎡まで	264円		51㎡以上	297円		51㎡以上	297円	公衆浴場用	1㎡につき	122円10銭	1㎡につき	154円	1㎡につき
用途	下水道等使用料 適定額			1期目改定 令和7年度施行			2期目改定 令和9年度施行																																																																									
	料金区分	排水汚水量	金額 (税込み)	料金区分	排水汚水量	金額 (税込み)	料金区分	排水汚水量	金額 (税込み)																																																																							
一般用	基本料金 (1般用用につき)	10㎡まで	1,221円	基本料金	1使用月 7-25日	550円	基本料金	1使用月 7-25日	1,100円																																																																							
	従量料金 (1㎡につき)	10㎡を超え 20㎡まで	154円	従量料金 (1㎡につき)	1㎡から 20㎡まで	132円	従量料金 (1㎡につき)	1㎡から 20㎡まで	132円																																																																							
		20㎡を超え 30㎡まで	181円50銭		21㎡から 30㎡まで	203円50銭		21㎡から 30㎡まで	203円50銭																																																																							
		30㎡を超え 40㎡まで	203円50銭		31㎡から 40㎡まで	236円50銭		31㎡から 40㎡まで	236円50銭																																																																							
		40㎡を超え 50㎡まで	236円50銭		41㎡から 50㎡まで	264円		41㎡から 50㎡まで	264円																																																																							
		50㎡を超え 100㎡まで	264円		51㎡以上	297円		51㎡以上	297円																																																																							
公衆浴場用	1㎡につき	122円10銭	1㎡につき	154円	1㎡につき	154円																																																																										
その他の使用料体系の概要・考え方	令和3年度（税込み）	2,761 円	実質的な使用料*3 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	令和3年度（税込み）	3,479 円																																																																											
	令和4年度（税込み）	2,761 円		令和4年度（税込み）	3,467 円																																																																											
	令和5年度（税込み）	2,761 円		令和5年度（税込み）	3,523 円																																																																											
条例上の使用料*2 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	令和3年度（税込み）	2,761 円	令和3年度（税込み）	3,479 円																																																																												
	令和4年度（税込み）	2,761 円	令和4年度（税込み）	3,467 円																																																																												
	令和5年度（税込み）	2,761 円	令和5年度（税込み）	3,523 円																																																																												

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	11人（令和6年度現在） （内訳） 課長 1人 業務担当 3人 工務担当 4人 施設担当 3人
事 業 運 営 組 織	右図の組織体制で運営しています。 

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	・大谷沢地区農業集落排水施設の維持管理については、民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として供用開始時の平成13年度から民間委託し、平成21年度から包括的民間委託を実施しています。 ・農業集落排水施設使用料等の徴収業務については、検針、調定、収納などの料金等徴収業務を水道課と併せて、供用開始時の平成13年度から民間委託を実施しています。
	イ 指定管理者制度	・指定管理者制度は導入していません。
	ウ PPP・PFI	・PPP・PFIは導入していません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	・下水熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	・未利用土地や施設等の活用はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

・流動比率は指標値が100%を超えており、全国平均や類似団体平均も上回っています。安定していると言えますが、一般会計からの繰入金に依存している状況であることから、公共下水道事業への編入を進め、事業の効率化を図る必要があります。 ・経費回収率は40%台で推移しており、全国平均や類似団体平均を下回っています。水洗化済人口が約300人と少ない区域であり、単独で汚水処理維持管理費等を賄うことが難しい区域です。今後、公共下水道事業への編入を進め、事業の効率化を図る必要があります。 ・令和元年度、3年度、4年度の汚水処理原価は370円台で推移しており、全国平均や類似団体平均を上回っています。処理区域内の人口密度が低い地域に施設整備を行ったため、汚水処理費がかかっている割に有収水量が少なく、指標値は高い数値となっています。今後、公共下水道事業への編入を進め、事業の効率化を図る必要があります。
--

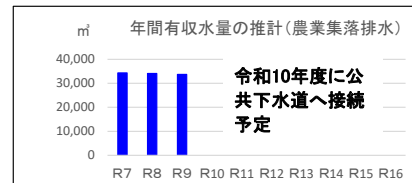
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

・処理区域内人口予測の推計に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口、直近に変更認可を受けている日高公共下水道事業計画で採用している行政区域内人口や農業集落排水地区内人口の推移状況等を勘案し、予測しています。	
---	---

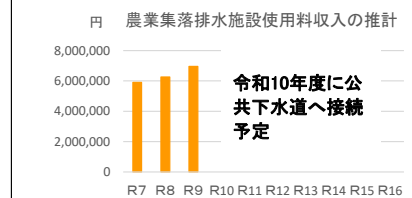
(2) 有収水量の予測

- ・有収水量は、平成26年度をピークに緩やかに減少しています。
- ・全体的な傾向として、人口減少や節水型機器の普及等の影響もあり、有収水量は年々減少していくものと予測しています。
- ・大谷沢地区農業集落排水施設は、令和10年度に公共下水道へ接続を予定しています。



(3) 使用料収入の見通し

- ・現状では、経費回収率が100%を下回っており、維持管理費や企業債元金償還金の一部を一般会計からの基準外繰入金により賄っています。このため、経費回収率の向上、一般会計からの基準外繰入金の低減を目指し、令和7年度と9年度の2段階に分けて行う予定の下水道使用料の改定にあわせ、農業集落排水施設使用料の改定を行うものとして、本計画を策定しています。
- ・令和7年度と9年度の2段階に分けて行う予定の農業集落排水施設使用料の改定に伴い、使用料収入の増収を見込んでいます。
- ・全体的な傾向として、人口減少や節水型機器の普及等の影響もあり、農業集落排水施設使用料は年々減少していくものと予測しています。
- ・有収水量の予測にも記載したように、大谷沢地区農業集落排水施設は、令和10年度に公共下水道へ接続を予定しています。



(4) 施設の見通し

- ・平成13年度の供用開始から23年が経過しています。
- ・管渠については法定耐用年数（50年）を経過していないものの、マンホール蓋は法定耐用年数（車道部15年、その他30年）を経過しているものがあります。
- ・また、処理場施設については法定耐用年数（6～50年）を経過しているものがあります。
- ・下水道事業施設の最適化、事業の効率化を図るため、大谷沢地区農業集落排水施設は、令和10年度に公共下水道へ接続を予定しています。
- ・公共下水道に接続後、ストックマネジメント計画や各設備の老朽化状況等に応じて改築、更新工事を計画的に行うほか、修繕工事を行うことで、設備投資の抑制を図ります。

(5) 組織の見通し

- ・下水道課の職員配置は、市全体の人事異動により行われます。
- ・政策所管課は、日高市定員管理計画を策定し、職員定数を定め、人事所管課は職員を配置します。
- ・日高市定員管理計画を踏まえて採用を行っていますが、在職する職員年齢の高齢化も進んでいます。
- ・最近の職員採用者は、新卒者に限らず、多様な経験、スキル、専門性を持った者も採用し、人材の多様化が図られています。
- ・このため、職員の人事異動後もノウハウの継承が行えるよう作業手法などの共有、知識やスキル向上のための自己啓発や職場内、職場外研修の充実など、引き続き職員の育成に取り組めます。

3. 経営の基本方針

○基本方針

農村地域から排出されるし尿や生活雑排水などの汚水を処理する施設を適切に維持管理することにより、農業用排水の水質保全と生活環境の向上を図ります。

農業集落排水施設を公共下水道へ接続することにより、下水道事業施設の最適化、事業の効率化、経営の健全化を図ります。

○取組

①農業集落排水施設の維持管理

農業集落排水施設から放流する水質を適正な放流水質に維持するため、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

②農業集落排水事業の経営健全化

中長期的な収支見通しに基づき、収支均衡を図るとともに、事業の優先順位付けや平準化を行い、持続可能な経営基盤の強化を図ります。

③広域的な汚水処理計画の策定と実施

埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画におけるロードマップに沿って取り組み、事業の効率化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水道と農業集落排水施設の統廃合（農業集落排水施設→単独公共下水道）を令和10年度に実施するなど、施設の共同化・最適化を計画的に進めます。
-----	--

- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
 - ・大谷沢地区農業集落排水施設の公共下水道への接続工事の実施（令和9年度完成予定）
- 広域化・共同化・最適化に関する事項
 - ・埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水汚泥の共同処理については、支出削減効果や処理対応の柔軟性などを考慮し、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）、公共下水道事業へ接続後も引き続き検討します。
 - ・埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水道と農業集落排水施設の統廃合（農業集落排水施設→単独公共下水道）については、引き続き県への協議等を進めるとともに、令和9年度までに大谷沢地区の農業集落排水施設を公共下水道へ接続するための工事を完成し、令和10年度に公共下水道へ接続する予定です。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・農業集落排水事業が「独立採算の原則」や「経費の負担の原則」、「受益者負担の原則」に基づき、適正な農業集落排水施設使用料や国の基準に基づく一般会計からの繰入金などで賄われるよう、経営の健全化を図ります。
-----	---

- 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
 - ・農業集落排水事業においては、大谷沢地区農業集落排水施設の公共下水道への接続が予定されています。
 - ・全体的な傾向として、人口減少や節水型機器の普及等の影響もあり、農業集落排水施設使用料は年々減少していくものと予測しています。
 - ・本計画策定時における経営状況や電気料金の高騰、物価上昇などの社会情勢等を踏まえ、農業集落排水サービスを提供するための維持管理費や企業債の償還等の投資費用を積算すると、維持管理費を計上している収益的収支において令和7年度以降、当年度純損失（赤字）が発生します。
 - ・当年度純損失（赤字）を補填するために一般会計繰入金基準外繰出金を増額することは、農業集落排水を使用している市民以外の方が納めている市税により負担していることとなります。このことから、公営企業における「独立採算の原則」や「経費の負担の原則」、「受益者負担の原則」に基づき、農業集落排水施設使用料の改定が必要になります。
 - ・本計画では、令和7年度に現行の農業集落排水施設使用料収入の15%程度増の使用料改定を、令和9年度にさらに15%程度増の使用料改定を行うものとして計画しています。
- 企業債に関する事項
 - ・本計画期間内（令和7年度から16年度まで）において、企業債の借入れ予定はありません。
- 繰入金に関する事項
 - ・一般会計からの繰入金は、国の基準に基づき繰り入れる基準内繰入金と国の基準に基づかない基準外繰入金に分かれます。
 - ・基準外繰入金については、企業誘致によるものなど、市の施策により実施した事業の財源分のほか、今回の使用料改定で急激な使用者の負担増とならないよう、改定できなかった分（営業損失が見込まれる分）を計上し、それ以外の繰入金はできる限り抑えるよう計画しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 広域化・共同化・最適化に関する事項
 - ・埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水汚泥の共同処理については、支出削減効果や処理対応の柔軟性などを考慮し、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）、公共下水道事業へ接続後も引き続き検討します。
- 民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）
 - ・大谷沢地区農業集落排水施設の維持管理については、民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として供用開始時の平成13年度から民間委託を実施し、平成21年度から包括的民間委託を実施しています。公共下水道への接続後は、浄化センター等の下水道施設維持管理業務に含め、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き包括的民間委託として行います。包括的民間委託は、委託レベルを上げる検討を引き続き進めます。
 - また、ウォーターPPPの導入に向けた検討を進めます。
 - ・農業集落排水施設使用料の徴収業務については、検針、測定、収納などの料金等徴収業務を水道課と併せて、供用開始時の平成13年度から民間委託しており、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）、公共下水道事業へ接続後も引き続き民間委託を行います。
- 職員給与費に関する事項
 - ・下水道課の職員配置は、市全体の人事異動により行われることから、市全体の正職員全員が異動の対象となります。
 - ・計画年度の職員給与費は、将来の人事異動という不確定要素により決まることから、令和6年度当初予算の職員給与費をベースにしています。
 - ・職員給与費は、各年度に配置される職員の年齢構成、勤務年数等により変動することから、過去10年間の決算における市全体の職員給与費の平均増減率を算出し、積算に用いています。
 - ・以上のことから、職員給与費は、令和6年度当初予算の職員給与費をベースに、過去10年間の決算における市全体の職員給与費の平均増減率を勘案して計上しています。
- 動力費に関する事項
 - ・令和6年度当初予算の動力費をベースに、電気料金の高騰や物価上昇など本計画策定時における社会情勢等の変化を加味して計上しています。
- 薬品費に関する事項
 - ・薬品費については、農業集落排水施設の維持管理に係る包括的業務委託に含まれているため、本計画では薬品費として計上していません。
- 修繕費に関する事項
 - ・農業集落排水設備の老朽化状況等に応じて修繕工事を実施し、設備投資の費用を抑制できるように考えています。
 - ・本計画策定時における経営状況を踏まえて計上した金額を修繕費としています。
- 委託料に関する事項
 - ・農業集落排水施設使用料の徴収業務など、民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として業務を委託する民間委託のほか、農業集落排水施設の維持管理業務を公共下水道への接続後も浄化センター等の下水道施設の維持管理業務に含めるなど、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き包括的民間委託として行います。
 - ・令和6年度当初予算の委託料をベースに、物価上昇など本計画策定時における社会情勢等の変化を加味して計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	- 埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水汚泥の共同処理については、支出削減効果や処理対応の柔軟性などを考慮し、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）、公共下水道事業へ接続後も引き続き検討します。 - 埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水道と農業集落排水施設の統廃合（農業集落排水施設→単独公共下水道）については、引き続き県への協議等を進めるとともに、令和9年度までに大谷沢地区の農業集落排水施設を公共下水道へ接続するための工事を完成し令和10年度に公共下水道へ接続する予定です。
投資の平準化に関する事項	本計画期間中（令和7年度から16年度まで）、公共下水道へ接続する以外に、新たに施設の更新を行う予定はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	- 民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として業務を委託する民間委託のほか、複数の業務を合わせて委託する包括的民間委託を本計画期間中（令和7年度から16年度まで）、公共下水道事業へ接続後も引き続き行います。包括的民間委託は、委託レベルを上げる検討を引き続き進めます。 - 指定管理者制度、PPPやPFI等の導入については、国や類似団体等の動向を踏まえ、ウォーターPPPの導入に向けた検討を進めます。
その他の取組	本計画期間中（令和7年度から16年度まで）、公共下水道へ接続する以外に、新たな取組はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	- 毎年度決算において、経常収支比率、経費回収率、流動比率の3指標、一般会計繰入金のうち国の繰出基準外の決算額、現金・預金の年度末残高、内部留保資金の年度末残高の状況を確認し、経営状況についての把握や投資・財政計画(収支計画)との乖離について分析、検証を行います。 - 本計画開始から5年ごとに、次期以降のストックマネジメント計画に基づく改築・更新工事や維持管理費の推計等を踏まえ、使用料の見直しが必要かどうか検証を行います。 - 次回の検証は、公共下水道への接続後に行われるため、公共下水道事業として行います。 - 前述の検証において、下水道使用料の改定が必要であれば、改定に向けた事務を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	農業集落排水施設を接続する公共下水道事業において、検討していきます。
その他の取組	農業集落排水施設を接続する公共下水道事業において、検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	- 農業集落排水施設使用料の徴収業務など、民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として業務を委託する民間委託のほか、農業集落排水施設の維持管理業務を公共下水道へ接続後も浄化センター等の下水道施設の維持管理業務に含めるなど、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き包括的民間委託として行います。包括的民間委託は、委託レベルを上げる検討を引き続き進めます。 - 指定管理者制度、PPPやPFI等の導入については、国や類似団体等の動向を踏まえ、ウォーターPPPの導入に向けた検討を進めます。
職員給与費に関する事項	- 近年、国内で発生している地震やゲリラ豪雨、台風等の風水害など、自然災害への対応を考えると、現員より削減することは厳しいものと考えます。 - 今後、定員管理を含め、政策所管課、人事所管課との調整を行い、適正な人員の配置を進めます。 - 職員給与水準は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえた取扱いとしています。
動力費に関する事項	- 動力費は、国内外の情勢により変動する原油価格や物価などの影響を受けやすい費用です。 - 令和10年度に大谷沢地区の農業集落排水施設を公共下水道へ接続する予定で、施設の最適化を進めることで、費用削減に努めます。
薬品費に関する事項	薬品費については、農業集落排水施設の維持管理に係る包括的業務委託に含まれているため本計画では薬品費として計上していません。
修繕費に関する事項	- 農業集落排水設備の老朽化状況等に応じて修繕工事を実施し、設備投資の費用を抑制できるように努めます。 - 公共下水道へ接続後は、公共下水道事業で対応します。
委託料に関する事項	- 農業集落排水施設使用料の徴収業務など、民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として業務を委託する民間委託のほか、農業集落排水施設の維持管理業務を公共下水道へ接続後も浄化センター等の下水道施設の維持管理業務に含めるなど、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き包括的民間委託として行います。包括的民間委託は、委託レベルを上げる検討を引き続き進めます。 - 指定管理者制度、PPPやPFI等の導入については、国や類似団体等の動向を踏まえ、ウォーターPPPの導入に向けた検討を進めます。

その他の取組	・維持管理費の縮減等に努めます。
--------	------------------

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・毎年度決算において、経常収支比率、経費回収率、流動比率の3指標、一般会計繰入金のうち国の繰出基準外の決算額、現金・預金の年度末残高、内部留保資金の年度末残高の状況を確認し、経営状況についての把握や投資・財政計画（収支計画）との乖離について分析、検証を行います。 ・本計画開始から5年ごとに、次期以降のストックマネジメント計画に基づく改築・更新工事や維持管理費の推計等を踏まえ、使用料の見直しが必要かどうか検証を行います。 ・次回の検証は、公共下水道への接続後に行われるため、公共下水道事業として行います。 ・前述の検証において、下水道使用料の改定が必要であれば、改定に向けた事務を進めます。また、経営戦略の修正が必要であれば、修正を行います。
---------------------	---

6. 経営健全化に関する定量的な業務指標及び目標年限に関する事項

経営健全化に関する定量的な業務指標及び目標年限に関する事項	・本計画における定量的な業務指標及び目標年限は、右表のとおり設定します。 ・本計画では、令和10年度に農業集落排水施設を公共下水道へ接続する予定であることから、右表の数値は公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせたものとなっています。
-------------------------------	--

指標	年度	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標)
経常収支比率		115.95%	119.60%	100%以上	100%以上
経費回収率		96.98%	93.52%	95%以上	97%以上
流動比率		75.21%	103.44%	100%以上	100%以上
一般会計繰入金 (繰出基準外)		1億8,066万円	3億 685万円	1億2,000万円 程度	1億2,000万円 程度
現金・預金 年度末残高		3億 812万円	5億3,556万円	9億円程度	15億円程度
内部留保資金 年度末残高		3億1,686万円	4億5,255万円	8億円程度	14億円程度

○経常収支比率に関する事項

- ・本計画期間前の状況では、有収水量の減少に伴い使用料収入が減少していますが、一般会計補助金が増加していることやコミュニティ・プラント施設を公共下水道へ接続し、処理場費等の費用の削減が図れたことなどから、下水道事業全体として指標値が上昇しています。
- ・一般会計からの繰入金のうち国の繰出基準外が多額であるという構造から脱却し、下水道事業の経営健全化を図るため、令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定を行います。また、一般会計からの繰入金のうち国の繰出基準外分は、経営状況を勘案しながら、市の施策により実施した事業に係る分のほか、今回の使用料改定で急激な使用者の負担増とならないよう、改定できなかった分（営業損失が見込まれる分）を計上し、それ以外の繰入金はできる限り抑えるよう経営の改善を図ります。経常収支比率は、100%以上を目指します。

○経費回収率に関する事項

- ・令和4年度から指標値が100%を下回っており、汚水処理費に係る費用は下水道使用料等の使用料収入で賄えていません。
- ・電気料金の高騰により動力費が増加したため、汚水処理費が増加したことが要因の一つとなりました。また、一般会計が負担すべき分流式下水道に要する経費が減少したことにより、汚水処理費が増加したこと、下水道使用料の減少などにより、結果として経費回収率が減少しました。令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定を行い、経費回収率は、上記の表の数値を目指します。

○流動比率に関する事項

- ・令和元年度から指標値が100%を下回っています。
- ・令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定を行うほか、中長期的な施設の更新や企業債の償還を念頭に、内部留保資金の確保、維持管理費の縮減等を図り、経営改善に努めます。流動比率は、100%以上を目指します。

○一般会計繰入金（繰出基準外）に関する事項

- ・本計画期間前の状況では、現金・預金残高が少なく、年度内の支払いにより一時的に現金の著しい減少が見込まれる時期があることから、資金不足を防ぐために一般会計繰入金の繰出基準外分が増加しています。
- ・本計画では、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定を予定している令和7年度以降は、経営状況を勘案しながら、市の施策により実施した事業に係る分のほか、今回の使用料改定で急激な使用者の負担増とならないよう、改定できなかった分（営業損失が見込まれる分）を計上し、それ以外の繰入金はできる限り抑えるよう経営の改善を図ります。目標値は、上記の表の数値を目指します。

○現金・預金年度末残高に関する事項

- ・令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定を行うほか、中長期的な施設の更新や企業債の償還を念頭に、維持管理費の縮減等を図り、経営改善に努めます。現金・預金の年度末残高は、計画年度における執行状況により変動しますが、上記の表の目標値を目指します。

○内部留保資金に関する事項

- ・内部留保資金は、損益勘定留保資金や消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金などで形成され、実施した改築・更新工事や当年度純利益の状況により変動します。
- ・令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定を行うほか、中長期的な施設の更新や企業債の償還を念頭に、維持管理費の縮減等を図り、経営改善に努めます。目標値は、上記の表の数値を目指します。

経営比較分析表（令和4年度決算）

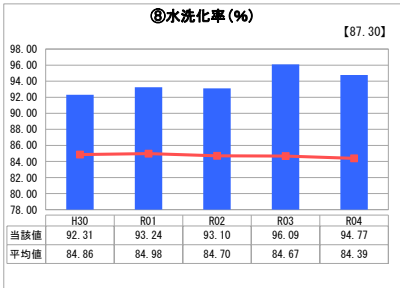
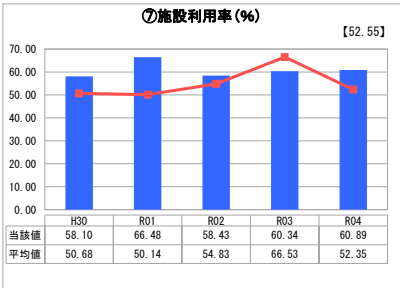
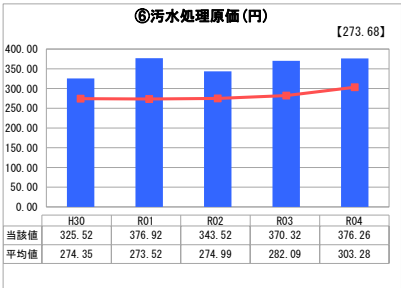
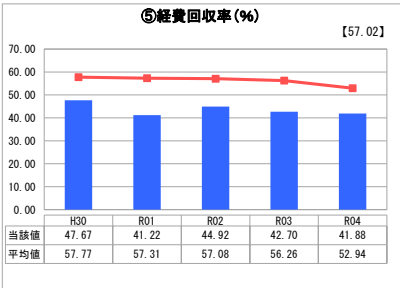
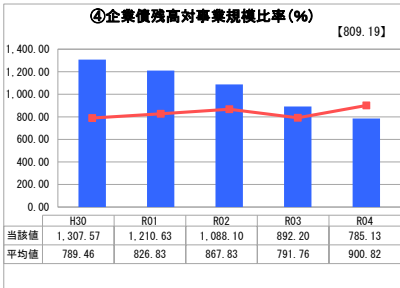
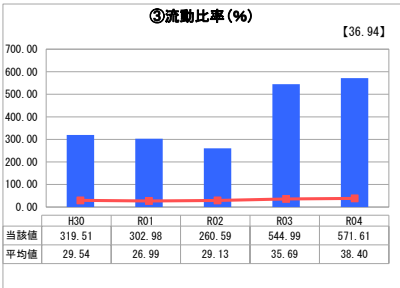
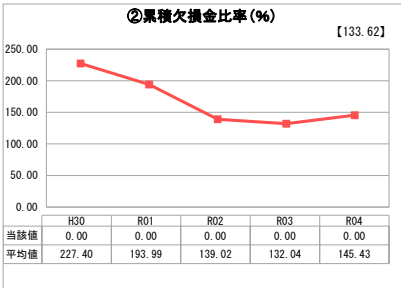
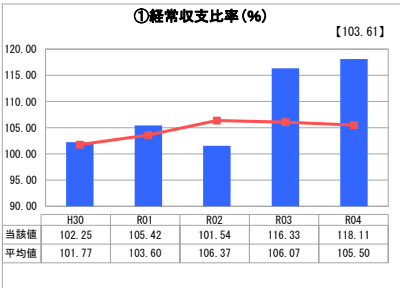
埼玉県 日高市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	90.70	0.53	86.84	2,761

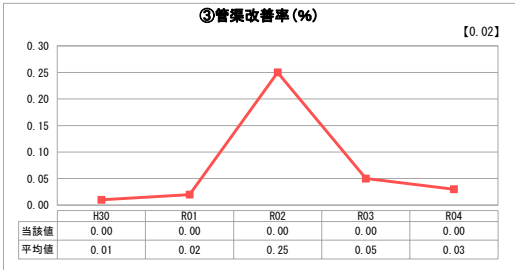
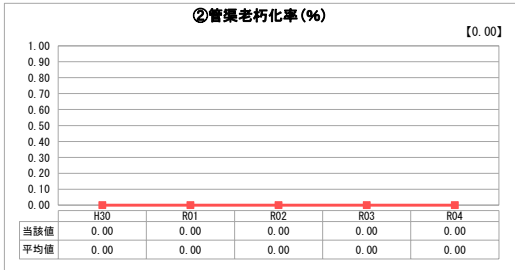
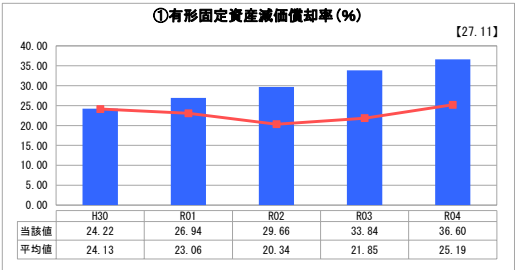
人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
54,615	47.48	1,150.27
処理区域内人口（人）	処理区域面積（km ² ）	処理区域人口密度（人/km ² ）
287	0.14	2,050.00

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①一般会計からの繰入金により収支不足を補填しているため、黒字となっています。
②累積欠損金は発生していませんが、一般会計からの繰入金で、収支不足を補填しています。
③指標値が100%を超えており、安定していると言えますが、一般会計からの繰入金に依存している状況です。
④施設整備は既に完了し、今後の新規投資はないことから、企業債の借入れは無く、企業債残高は減少し、当該指標も減少していく見込みです。しかし、使用料収入も減少傾向にあることから、今後、公共下水道事業への繰入を進め、事業の効率化を図ります。
⑤水洗化済人口が約300人と少ない区域であり、単独で汚水処理維持管理費等を賄うことが難しい区域です。今後、公共下水道事業への繰入を進め、事業の効率化を図ります。
⑥処理区域内の人口密度が低い地域に施設整備を行ったため、汚水処理費がかかっている割に有収水量が少なく、指標値は高い数値となっています。
⑦決して高い施設利用率ではなく、経費回収率も低いため、下水道事業全体の施設利用率の適正化の観点から、公共下水道への繰入を進め、事業の効率化を図ります。
⑧高い水準にはありますが、処理区域内人口等の算出方法を令和4年度から変更した影響により、水洗化率の指標値が減少しました。

2. 老朽化の状況について

①農業集落排水事業は、平成13年度の供用開始から20年以上が経過しています。令和4年度には工事が実施されなかったため、指標値は微増しています。
②法定耐用年数を超えた管渠はありませんが、今後予定されている管渠の更新を見据え、点検等を計画的に行います。
③今後発生する管渠の更新工事については、費用対効果を検証し、効率的に実施していく予定です。

全体総括

令和4年度末における農業集落排水事業の経営状況は、経常収支が黒字であること、累積欠損金がないこと、翌年度の支払資金も確保されていることなどから比較的经营は安定していることが伺えますが、これは一般会計からの繰入金により収支不足の補填を行っているためです。
また、処理区域内人口等の算出方法を令和4年度から変更したことにより、関係数値への影響が出ている項目もあります。
農業集落排水事業は、処理区域内人口密度が低い地域において施設整備を行っているため、汚水処理原価は割高になっています。これを使用料収入で賄うことは、利用者の負担が過度となる恐れがあるため困難な状況です。処理費用の縮減のため、公共下水道への繰入を進め、事業の効率化を図ります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込)	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分													
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	5,819	5,455	5,819	6,260	6,958							
	(1) 料 金 収 入	5,817	5,454	5,818	6,260	6,958							
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	2	1	1									
	2. 営 業 外 収 益	35,715	38,619	39,616	37,589	37,037							
	(1) 補 助 金	27,097	30,003	31,000	28,971	28,419							
	他 会 計 補 助 金	27,097	30,003	31,000	28,971	28,419							
	そ の 他 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	8,618	8,616	8,616	8,618	8,618							
	(3) そ の 他												
	収 入 計 (C)	41,534	44,074	45,435	43,849	43,995							
	1. 営 業 費 用	32,546	40,693	41,861	43,447	43,720							
	(1) 職 員 給 与 費	7,056	7,780	7,832	7,622	7,658							
	基 本 給 付 費	4,122	4,274	4,362	4,256	4,276							
	そ の 他	2,934	3,506	3,470	3,366	3,382							
	(2) 経 費	13,128	20,551	21,667	23,463	23,700							
	勤 力 費		1,327	2,519	2,697	2,714							
	修 繕 費	1,150	5,455	5,455	6,000	6,000							
	材 料 費												
	そ の 他	11,978	13,769	13,693	14,766	14,986							
支 出	(3) 減 価 償 却 費	12,362	12,362	12,362	12,362	12,362							
	2. 営 業 外 費 用	1,938	665	534	402	275							
	(1) 支 払 利 息	792	665	534	402	275							
	(2) そ の 他	1,146											
	支 出 計 (D)	34,484	41,358	42,395	43,849	43,995							
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	7,050	2,716	3,040									
	特 別 利 益 (F)												
	特 別 損 失 (G)												
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)												
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	7,050	2,716	3,040									
流 入	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)												
	流 動 資 産 (J)	56,862	56,792	56,615	53,441	51,099							
	う ち 未 収 金	1,177	1,100	1,100	1,100	1,100							
	流 動 負 債 (K)	9,337	9,779	9,737	8,905	7,467							
	う ち 建 設 改 良 費 分	6,846	6,976	6,921	6,089	4,651							
流 出	う ち 一 時 借 入 金												
	う ち 未 払 金	1,726	2,000	2,000	2,000	2,000							
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)												
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)												
	営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	5,819	5,455	5,819	6,260	6,958							
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	((L)/(M) × 100)												
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)												
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	5,819	5,455	5,819	6,260	6,958							
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)												

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収支	1. 企業債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
	計 (A)												
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)												
	1. 建設改良費												
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	6,719	6,847	6,977	6,922	6,090							
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
	計 (D)	6,719	6,847	6,977	6,922	6,090							
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	6,719	6,847	6,977	6,922	6,090							
補填財源	1. 損益勘定留保資金		1	1									
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	6,719	6,846	6,976	6,922	6,090							
	計 (F)	6,719	6,847	6,977	6,922	6,090							
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		37,578	30,732	23,756	16,834	10,745							

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		27,097	30,003	31,000	28,971	28,419							
	うち基準内繰入金	12,075	13,280	13,319	13,132	13,110							
	うち基準外繰入金	15,022	16,723	17,681	15,839	15,309							
資本的収支分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計		27,097	30,003	31,000	28,971	28,419							

原価計算表(公共下水道事業＋農業集落排水事業)

供用開始年月日 昭和63年12月1日
 処理区域内人口 35,892人
 計算期間 自令和7年4月
 至令和11年3月
 (4年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 642,964	千円 793,797	千円	千円 793,797
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	232,766	0		0
合 計	875,730	793,797	0	793,797

支出の部

項 目				金 額			
				最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費	給 料	千円 2,429	千円 2,678	千円 362	千円 2,316	
		諸 手 当	762	1,403	189	1,214	
		福 利 費	593	795	107	688	
	修 繕 費	10,753	20,839	3,356	17,483		
	材 料 費	3,497	5,000	657	4,343		
	路 面 復 旧 費	0	0	0	0		
	委 託 料	7,186	10,241	1,694	8,547		
	そ の 他	426	597	86	511		
小 計			25,646	41,553	6,451	35,102	
ポンプ場費	人件費	給 料	0	0	0	0	
		諸 手 当	0	0	0	0	
		福 利 費	0	0	0	0	
	動 力 費	1,360	12,773	1,007	11,766		
	修 繕 費	850	1,701	227	1,474		
	材 料 費	0	0	0	0		
	薬 品 費	0	0	0	0		
	委 託 料	16,577	14,980	2,115	12,865		
そ の 他	176	230	33	197			
小 計			18,963	29,684	3,382	26,302	
処理場費	人件費	給 料	5,677	14,263	7,958	6,305	
		諸 手 当	2,841	9,193	4,929	4,264	
		福 利 費	1,752	4,802	2,641	2,161	
	動 力 費	1,436	65,292	5,191	60,101		
	修 繕 費	46,362	52,892	8,338	44,554		
	材 料 費	0	0	0	0		
	薬 品 費	0	0	0	0		
	委 託 料	177,867	177,352	29,638	147,714		
そ の 他	2,807	4,334	789	3,545			
小 計			238,742	328,128	59,484	268,644	
一般管理費	人件費	給 料	18,471	21,166	1,846	19,320	
		諸 手 当	10,867	12,590	1,139	11,451	
		福 利 費	6,079	7,100	584	6,516	
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0	0		
	委 託 料	30,789	33,838	0	33,838		
	そ の 他	12,385	20,240	242	19,998		
小 計			78,591	94,934	3,811	91,123	
資本費	支 払 利 息	51,821	76,721	11,493	65,228		
	減 価 償 却 費	269,499	594,003	286,605	307,398		
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0	0		
小 計			321,320	670,724	298,098	372,626	

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
合 計 (Y)	683,262	1,165,023	371,226	793,797

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費(Y)＋(Z)	793,797

$$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 = 1.00$$

<使用料水準についての説明>

人口減少や節水型機器の普及等に伴う下水道使用料等の減少、金利上昇や物価上昇という社会情勢の変化を踏まえると、今後も持続可能な下水道サービスを提供するためには、例年発生している営業損失分約2.5億円の解消に向けた下水道使用料等の改定が必要と考えます。

しかし、営業損失分全てを解消するような下水道使用料等の改定は、令和7年度から10年度までの原価計算期間の使用料対象収支をベースとした場合、改定率が約43パーセントとなり、使用料が急激に上昇してしまいます。このため、市民生活への影響を考慮し、経営計画を見直して年間約1.8億円増収（改定率約30パーセント）となる下水道使用料等の改定により、課題である下水道使用料等の減収や経常的な営業損失の発生を解消、一般会計繰入金の低減、現金預金残高の増加を図りたいと考えています。

なお、今回の改定では、資産維持費分を確保するまでの改定には至っていない状況です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

原価計算表(農業集落排水事業)

供用開始年月日 平成13年8月1日
 処理区域内人口 301人
 計算期間 自令和7年4月
 至令和11年3月
 (4年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 5,817	千円 11,733	千円	千円 11,733
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	15,022			0
合 計	20,839	11,733	0	11,733

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費 給 料	千円	千円	千円
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	修 繕 費		1,688	651
	材 料 費			1,037
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料	230	846	367
	そ の 他	7	8	3
小 計	237	2,542	1,021	5
ポンプ場費	人件費 給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
	委 託 料			0
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費 給 料	20	3,100	3,100
	諸 手 当	10	1,642	1,642
	福 利 費	6	975	975
	動 力 費		2,020	422
	修 繕 費	1,150	2,812	1,084
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
	委 託 料	9,825	8,731	3,786
小 計	11,087	19,786	11,228	4,945
一般管理費	人件費 給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委 託 料			0
	そ の 他	1,146	1,000	1,000
小 計	1,146	1,000	0	1,000
資本費	支 払 利 息		303	303
	減 価 償 却 費	1,319	9,271	8,617
	企 業 債 取 扱 諸 費			0
小 計	1,319	9,574	8,920	654

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
合 計 (Y)	13,789	32,902	21,169	11,733

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費(Y)＋(Z)	11,733

$$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 = 1.00$$

<使用料水準についての説明>

人口減少や節水型機器の普及等に伴う下水道使用料等の減少、金利上昇や物価上昇という社会情勢の変化を踏まえると、今後も持続可能な下水道サービスを提供するためには、例年発生している営業損失分約2.5億円の解消に向けた下水道使用料等の改定が必要と考えます。

しかし、営業損失分全てを解消するような下水道使用料等の改定は、令和7年度から10年度までの原価計算期間の使用料対象収支をベースとした場合、改定率が約43パーセントとなり、使用料が急激に上昇してしまいます。このため、市民生活への影響を考慮し、経営計画を見直して年間約1.8億円増収（改定率約30パーセント）となる下水道使用料等の改定により、課題である下水道使用料等の減収や経常的な営業損失の発生を解消、一般会計繰入金の低減、現金預金残高の増加を図りたいと考えています。

なお、今回の改定では、資産維持費分を確保するまでの改定には至っていない状況です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」（公益社団法人日本下水道協会）を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。